

青梅市規則第 32 号

青梅市長の職務代理に関する規則を公布する。

令和 8 年 7 月 21 日

青梅市長 大勢待 利 明

青梅市長の職務代理に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第152条の規定による青梅市長（以下「市長」という。）の職務の代理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事故があるときの職務代理）

第2条 法第152条第1項および第2項に規定する事故があるときとは、職員を指揮監督し得る状況にないと認められる場合であって、かつ、次に掲げるときとする。

- （1）海外等に旅行し、滞在先における社会事情、通信状況等により、連絡をとることが困難なとき。
- （2）病気その他の事由により、その職務について自ら有効な意思決定をすることが困難なとき。

（市長の職務を代理する職員の指定）

第3条 法第152条第2項の規定により、副市長に事故があるとき、または副市長が欠けたときに市長の職務を代理する職員は、企画部長の職にある職員とする。

（市長の職務を代理する上席の職員）

第4条 法第152条第3項の規定により、前条の市長の職務を代理する職員がないときに当該職務を代理する上席の職員は、青梅市組織条例（昭和38年条例第21号）第1条に規定する部の長（企画部長を除く。）の職にある職員とし、その順序は、同条に規定する部の順序とする。

（告示）

第5条 市長は、法第152条の規定により市長の職務を代理する者（以下「職務代理者」という。）を設置するときは、その旨を告示するものとする。ただし、やむを得ない事由により市長が告示することができないときは、市長の職務代理者となるべき者がこれを行う。

2 前項の規定により告示する事項は、職務代理者の職氏名および職務代理者を設置する期間（以下「職務代理期間」という。）とする。この場合において、やむを得ない事由により職務代理期間の終期をあらかじめ定めることが困難であると認められるときは、当該終期については、これを定めるときに告示するものとする。

（公文書における表記）

第6条 職務代理期間において、公文書に表記する職務代理者の職名は、青梅市長職務代理人とする。

2 前項の規定にかかわらず、感謝状、表彰状、祝辞その他の職務代理人名を表記することが社会通念上礼を失すると認められ、かつ、法的な効力を有しないと認められる公文書については、市長名を表記することができる。

（公文書の修正）

第7条 職務代理期間において、市長の職氏名の表記および青梅市長印が押印されている公文書（前条第2項に規定されているものを除く。）をやむを得ず使用するときは、市長の職氏名および青梅市長印を2本線で抹消し、職務代理者の職氏名を表記するとともに、青梅市長職務代理人印を押印するものとする。

（読替措置）

第8条 前条の規定にかかわらず、すでに市長の職名または市長印が刷り込まれている公文書で、職務代理期間中に大量に交付し、または発送するものである等、その表記を修正することが容易でないと認められるものについては、これらの公文書の「青梅市長」を「青梅市長職務代理人」と、「青梅市長印」を「青梅市長職務代理人印」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により読替措置を行うときは、事前にその内容を告示するものとする。ただし、緊急を要する場合は、事後において告示を行うことができる。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、職務代理の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。